

## 芸術文化観光専門職大学 芸術文化観光研究センター運営委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 芸術文化観光学研究の推進に関する事項
- (2) 芸術文化観光研究センターの管理運営に関する事項
- (3) 当該研究分野に関する専門職及び研究者の養成に関する事項
- (4) 当該研究分野の情報の収集及び提供に関する事項
- (5) 当該研究分野の学術講演会、研究会及び学会に関する事項
- (6) 当該研究分野の国際的ネットワーク形成に関する事項
- (7) 紀要「芸術文化観光学研究」の編集及び発行に関する事項
- (8) 大学院教育の必要性の検討及び設置準備に関する事項
- (9) その他、芸術文化と観光に関連する研究に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

- 2 委員会に芸術文化観光学研究に係る情報収集、資料の整理、分析等を行う研究センター特任研究員を置くことができる。
- 3 研究センター特任研究員は委員会において選任する。

### (任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、芸術文化観光研究センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会での審議に資するため、委員会の下に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局地域リサーチ&イノベーション推進部地域支援課で行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会  
が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。